

【変更前】

令和7年度の調達方針について

財務部調達課

1 基本方針

入札・契約の原則である「公正性・競争性・適正履行」を推進するとともに、国等の動向や地域における社会情勢を見極めながら、引き続き市内企業等の育成にも配慮した発注に取り組む中で、適切な入札・契約制度の運用を図る。

2 令和7年度の方針

(1) 建設工事

発注に際しては、令和6年6月に改正された担い手3法（建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、引き続き、適正な予定価格と工期の設定、適切な入札・契約方法の選択、発注・施工時期等の平準化等について取り組むとともに、計画的な執行に努める。

① 一般競争入札等

現行どおり予定価格1,000万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。なお、参加資格については、下表のとおりとする。

● 建設工事入札参加区分等

(単位：万円)

	130 以下	130 超～ 250 以下	250 超～1,000 未満	1,000 以上
契約方法	随意契約 (見積合せ)		指名競争入札	制限付一般競争入札
指名の 優先順位	全登録業者を対象として、確実な履行と経済性を十分考慮したうえで、次の優先順位により業者を選定してください。 ① 旧市町村内 ② 同一地域内 (※1) ③ 旧市町村内の該当ランクの1つ上の等級 ④ 同一地域内の該当ランクの1つ上の等級 ⑤ 隣接地域 ⑥ 市内全域 ⑦ 準市内・市外			① 市内全域 ② 準市内 ③ 市外
指名定数 (※2)	2者～ (※3)	3者～	6者～	10者～

(※1) 地域 ア：中央区・浜名区（都田地区・新都田地区）、イ：浜名区（旧浜北区）、ウ：天竜区、エ：浜名区（細江地区・引佐地区・三ヶ日地区）の4地域とし、建設工事関連業務委託、物品購入等及び業務委託・賃貸借においても適用する。

(※2) 「指名定数」は、各区分の定数を記載。ただし、制限付一般競争入札においては、入札参加資格を満たす者が原則10者以上見込まれる場合をいう。

(※3) 30万円以下の建物、設備等の修繕については、1者見積を可能とする。

【変更後】※変更箇所は、緑色の網掛け表示

令和7年度の調達方針について (令和7年7月1日以降)

財務部調達課

1 基本方針

入札・契約の原則である「公正性・競争性・適正履行」を推進するとともに、国等の動向や地域における社会情勢を見極めながら、引き続き市内企業等の育成にも配慮した発注に取り組む中で、適切な入札・契約制度の運用を図る。

2 令和7年度の方針

(1) 建設工事

発注に際しては、令和6年6月に改正された担い手3法（建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、引き続き、適正な予定価格と工期の設定、適切な入札・契約方法の選択、発注・施工時期等の平準化等について取り組むとともに、計画的な執行に努める。

① 一般競争入札等

現行どおり予定価格1,000万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。なお、参加資格については、下表のとおりとする。

● 建設工事入札参加区分等

(単位：万円)

	130 以下	130 超～ 400 以下	400 超～1,000 未満	1,000 以上
契約方法	随意契約 (見積合せ)		指名競争入札	制限付一般競争入札
指名の 優先順位	全登録業者を対象として、確実な履行と経済性を十分考慮したうえで、次の優先順位により業者を選定する。 ① 旧市町村内 ② 同一地域内 (※1) ③ 旧市町村内の該当ランクの1つ上の等級 ④ 同一地域内の該当ランクの1つ上の等級 ⑤ 隣接地域 ⑥ 市内全域 ⑦ 準市内・市外			① 市内全域 ② 準市内 ③ 市外
指名定数 (※2)	2者～ (※3)	3者～	6者～	10者～

(※1) 地域 ア：中央区・浜名区（都田地区・新都田地区）、イ：浜名区（旧浜北区）、ウ：天竜区、エ：浜名区（細江地区・引佐地区・三ヶ日地区）の4地域とし、建設工事関連業務委託、物品購入等及び業務委託・賃貸借においても適用する。

(※2) 「指名定数」は、各区分の定数を記載。ただし、制限付一般競争入札においては、入札参加資格を満たす者が原則10者以上見込まれる場合をいう。

(※3) 30万円以下の建物、設備等の修繕については、1者見積を可能とする。

(2) 建設工事関連業務委託

発注に際しては、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、適正な予定価格と履行期間の設定、適切な入札・契約方法の選択、発注・履行時期等の平準化等について取り組むとともに、計画的な執行に努める。

① 一般競争入札

現行どおり予定価格 1,000 万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。参加資格については、競争性を確保する中で、優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

② 指名競争入札等

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、下表のとおりとする。選定にあたっては市内（地域内）業者（※）を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、市内（全域）、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

（※）市内（地域内）業者における地域とは、2（1）①「● 建設工事入札参加区分等」欄外注記のとおり。

● 指名定数等

（単位：万円）

	100 以下	100 超～ 300 未満	300 以上～ 1,000 未満	1,000 以上
契約方法	随意契約	指名競争入札		制限付一般競争入札
指名定数 （※）	3 者～	4 者～	6 者～	10 者～

（※）「指名定数」は、各区分の定数を記載。ただし、制限付一般競争入札においては、入札参加資格を満たす者が原則 10 者以上見込まれる場合をいう。

③ 総合評価落札方式等

調査・設計業務の内容が価格競争に適さない専門的な知見や創造性が要求される業務、事業者の提示する技術等によって事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務にあつては、プロポーザル方式や総合評価落札方式の採用を検討することができる。

ア 入札方式検討基準

プロポーザル方式	調査・設計業務の内容が専門的な知見や創造性が要求される業務であつて、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務である。 ※ 業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛りがなく、その過半に見積を活用する業務等	
総合評価落札方式 （標準型・簡易型）	原則 2,000 万円以上の案件で、事前に仕様を確定可能ではあるが、事業者の提示する技術等によって、価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることを期待できる業務である。	【標準型の内容】 ・資格、実績等 ・実施方針・体制 ・評価テーマ
		【簡易型の内容】 ・資格、実績等 ・実施方針・体制

※ 建設工事関連業務委託の総合評価落札方式は当面、試行として位置付ける。

(2) 建設工事関連業務委託

発注に際しては、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、適正な予定価格と履行期間の設定、適切な入札・契約方法の選択、発注・履行時期等の平準化等について取り組むとともに、計画的な執行に努める。

① 一般競争入札

現行どおり予定価格 1,000 万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。参加資格については、競争性を確保する中で、優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

② 指名競争入札等

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、下表のとおりとする。選定にあたっては市内（地域内）業者（※）を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、市内（全域）、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

（※）市内（地域内）業者における地域とは、2（1）①「● 建設工事入札参加区分等」欄外注記のとおり。

● 指名定数等

（単位：万円）

	200 以下	200 超～500 未満	500 以上～1,000 未満	1,000 以上
契約方法	随意契約	指名競争入札		制限付一般競争入札
指名定数 （※）	3 者～	5 者～	6 者～	10 者～

（※）「指名定数」は、各区分の定数を記載。ただし、制限付一般競争入札においては、入札参加資格を満たす者が原則 10 者以上見込まれる場合をいう。

③ 総合評価落札方式等

調査・設計業務の内容が価格競争に適さない専門的な知見や創造性が要求される業務、事業者の提示する技術等によって事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務にあつては、プロポーザル方式や総合評価落札方式の採用を検討することができる。

ア 入札方式検討基準

プロポーザル方式	調査・設計業務の内容が専門的な知見や創造性が要求される業務であつて、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務である。 ※ 業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛りがなく、その過半に見積を活用する業務等	
総合評価落札方式 （標準型・簡易型）	原則 2,000 万円以上の案件で、事前に仕様を確定可能ではあるが、事業者の提示する技術等によって、価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることを期待できる業務である。	【標準型の内容】 ・資格、実績等 ・実施方針・体制 ・評価テーマ
		【簡易型の内容】 ・資格、実績等 ・実施方針・体制

※ 建設工事関連業務委託の総合評価落札方式は当面、試行として位置付ける。

(4) 物品購入等

① 一般競争入札

現行どおり予定価格1,000万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。参加資格については、競争性を確保する中で、優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

② 指名競争入札等

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、下表のとおりとする。選定にあたっては市内（地域内）業者（※）を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、市内（全域）、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

（※）市内（地域内）業者における地域とは、2（1）①「● 建設工事入札参加区分等」欄外注記のとおり。

③ 電子入札システムによる入札（見積合せ）

現行どおり30万円を超える随意契約については、オープンカウンター（公募型）方式により見積参加者を募る方法で実施し、これらを電子入札システムによる入札（見積合せ）とする。

● 指名定数等（※）

（単位：万円）

区分	～30 以下	30超～ 160以下	160超～ 250以下	250超～ 500未満	500以上～ 1,000未満	1,000以上
物品等	随意契約		指名競争入札			制限付一般競争入札
	1者	オープンカウンター 又は3者～	5者～	6者～	7者～	
印刷請負	随意契約		指名競争入札			制限付一般競争入札
	1者	オープンカウンター又は3者～	5者～	6者～	7者～	

（※）「指名定数」は、各区分の定数を記載。ただし、制限付一般競争入札においては、入札参加資格を満たす者が原則7者以上見込まれる場合をいう。

(4) 物品購入等

① 一般競争入札

現行どおり予定価格1,000万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。参加資格については、競争性を確保する中で、優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

② 指名競争入札等

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、下表のとおりとする。選定にあたっては市内（地域内）業者（※）を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、市内（全域）、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

（※）市内（地域内）業者における地域とは、2（1）①「● 建設工事入札参加区分等」欄外注記のとおり。

③ 電子入札システムによる入札（見積合せ）

現行どおり30万円を超える随意契約については、オープンカウンター（公募型）方式により見積参加者を募る方法で実施し、これらを電子入札システムによる入札（見積合せ）とする。

● 指名定数等（※）

（単位：万円）

区分	～30 以下	30超～300以下	300超～500未満	500以上～1,000未満	1,000以上	
物品等	随意契約		指名競争入札			制限付一般競争入札
	1者	オープンカウンター 又は3者～	5者～	6者～	7者～	
区分	～30 以下	30超～400以下	400超～1,000未満		1,000以上	
印刷請負	随意契約		指名競争入札			制限付一般競争入札
	1者	オープンカウンター又は3者～	6者～	7者～		

（※）「指名定数」は、各区分の定数を記載。ただし、制限付一般競争入札においては、入札参加資格を満たす者が原則7者以上見込まれる場合をいう。

(5) 業務委託・賃貸借

① 一般競争入札

現行どおり予定価格1,000万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。参加資格については、競争性を確保する中で、優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

② 指名競争入札等

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、下表のとおりとする。選定にあたっては市内（地域内）業者（※）を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、市内（全域）、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

（※）市内（地域内）業者における地域とは、2（1）①「● 建設工事入札参加区分等」欄外注記のとおり。

● 指名定数等（※）

（単位：万円）

区分	～30 以下	～80 以下	～100 以下	100超～ 200未満	200以上～ 500未満	500以上～ 1,000未満	1,000以上
業務委託	随意契約			指名競争入札			制限付一般競争入札
	2者～	3者～	4者～	5者～	6者～	7者～	
賃貸借	随意契約			指名競争入札			制限付一般競争入札
	2者～	3者～	4者～	5者～	6者～	7者～	

（※）「指名定数」は、各区分の定数を記載。ただし、制限付一般競争入札においては、入札参加資格を満たす者が原則7者以上見込まれる場合をいう。

(5) 業務委託・賃貸借

① 一般競争入札

現行どおり予定価格1,000万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。参加資格については、競争性を確保する中で、優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

② 指名競争入札等

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、下表のとおりとする。選定にあたっては市内（地域内）業者（※）を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、市内（全域）、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

（※）市内（地域内）業者における地域とは、2（1）①「● 建設工事入札参加区分等」欄外注記のとおり。

● 指名定数等（※）

（単位：万円）

区分	～30 以下	30超～ 200以下	200超 ～ 500未満	500以上～ 1,000未満	1,000以上	
業務委託	随意契約			指名競争入札		制限付一般競争入札
	2者～	3者～	5者～	6者～	7者～	
区分	～30 以下	30超 ～ 150以下	150超 ～500未満	500以上～ 1,000未満	1,000以上	
賃貸借	随意契約			指名競争入札		制限付一般競争入札
	2者～	3者～	5者～	6者～	7者～	

（※）「指名定数」は、各区分の定数を記載。ただし、制限付一般競争入札においては、入札参加資格を満たす者が原則7者以上見込まれる場合をいう。